

南城市告示第126号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び南城市税条例第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は南城市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月3日

南城市長 大城 憲幸



1. 送達をする書類

令和7年度 南城市国民健康保険税 督促状

2. 送達を受ける者の氏名

①城間 健太（1期～9期）

②大城 直樹（16期（R6年分）、1期）

3. その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日間を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4. 連絡先

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地

南城市役所 市民部 国保年金課 収納係（TEL.098-917-5327）